

令和 2 年 3 月 16 日

硫黄島における火山観測データの公表及び噴火警報等の連絡に関する申し合わせ

防衛省防衛政策局調査課
気象庁地震火山部火山課

硫黄島（東京都小笠原村）に設置している気象庁の火山観測施設（地震計 2 点、空振計、GNSS 及び監視カメラ各 1 点を設置）のデータの公表及び火山活動に伴う噴火警報等の連絡等については、下記のとおり行うものとする。

記

1 観測データの公表

- 地震計（千鳥観測点及び東山観測点）の観測データ（波形の生データ）の公表は、原則画像データとして行う。他機関の地震計データを含めて解析された地震の発生状況（回数等）は、適宜、火山活動解説資料等により公表する。
- 空振計（千鳥観測点）の観測データ（波形の生データ）の公表は、原則画像データとして行う。
- GNSS（北ノ鼻南観測点）の観測データは、他機関の観測点を含む解析後の基線長変化や固定点に対する変化を火山活動解説資料等により公表する。
- 監視カメラ（阿蘇台東観測点）による撮影データは、気象庁ホームページ等によるリアルタイムでの公表は行わない。ただし、噴火等異常現象が観測された場合には、火山活動解説資料等により静止画像の公表は行う。
- 火山活動解説資料等の公表にあたっては、気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センター（以下「気象庁火山センター」という。）は、原則として防衛省海上幕僚監部防衛部運用支援課気象海洋班（以下「海上幕僚監部気象海洋班」という。）に連絡し、内容の確認を行う。

2 噴火警報等の連絡

- 防衛省海上自衛隊硫黄島航空基地隊運航隊気象班（以下「硫黄島航空基地隊気象班」という。）と気象庁火山センターは、火山活動に伴う現象の有無について平時から情報交換を行い、火山活動の詳細な把握と情報共有に努める。
- 硫黄島航空基地隊気象班は、硫黄島内で火山活動に伴うと考えられる表面現象等に異常を発見した場合、速やかに気象庁火山センターに連絡する。
- 気象庁火山センターは、硫黄島の火山活動状況に応じて、噴火警戒対応ステージを防衛省海上幕僚監部防衛部運用支援課部隊状況班及び硫黄島航空基地隊気象班に連絡する。
- 気象庁火山センターは、気象業務法に基づき噴火警報を発表する際は、速やかに海上幕

僚監部気象海洋班及び硫黄島航空基地隊気象班に連絡する。

3 その他

- ・「硫黄島における火山観測データの公表及び噴火警報等の発表に関する申し合わせ（平成24年2月22日）」は廃止する。